

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第32号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第3 議案第33号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第34号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第35号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第36号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第7 議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて
(両常任委員長報告)
- 第8 議案第38号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第39号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 議案第40号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

(追加日程)

- 第1 議案第41号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第2 議案第42号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
-

出席議員 (10名)

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
5番	村木俊文	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
総務危機管理課長	木野村 英 俊	政策財政課長	浅 野 浩 一
税 務 課 長	濱 口 晴 美	住民保険課長	白 井 誠
福祉子ども課長	北 中 龍 一	健康推進課長	横 田 紀 彦
都市環境課長	宮 崎 資 啓	上下水道課長	木野村 和 明
教 育 課 長	郷 展 子	会 計 室 長	高 崎 健 一
教育課一貫校 推進室長	各 務 至		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小 島 伸 也	議 会 書 記	高 崎 明 美
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、皆さんおはようございます。

12月、長い議会でございましたけど、本日最終回の予定でございますのでどうぞよろしく願いいたします。

ただいまから令和5年第5回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番 安藤浩孝君及び1番 古野裕美子君を指名をいたします。

日程第2 議案第32号から日程第10 議案第40号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第32号から日程第10、議案第40号までを一括議題といたします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いいたしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） それでは、総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第33号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

総務費の土地鑑定評価業務委託料に関連して、売却に際して西小学校跡地の鑑定評価は行うが春來町プール跡地は行わないのかという質疑があり、以前のもちの木作業所跡地売却のときと同

様に固定資産税評価額を参考にしていたが、今後改めて鑑定評価を行いたい旨の答弁がありました。

また、西小跡地に学びの多様化学校を設置する予定があるのに準工業地域に用途地域を変更する理由などについて質疑があり、学びの多様化学校を設置するためには文部科学省の認可が必要で現在申請中で確定していないため、さきの計画審議会の際の資料では学びの多様化学校に関する記載はできなかった。

また、西小跡地の売却に当たり売れ残っては困るので、なるべく門戸を広くするために準工業地域に指定した上で地区計画により近隣住民に配慮する計画である旨の答弁がありました。

また、地区計画変更の手續に時間がかかるなど想定外の事情により、西小跡地の鑑定評価が年度内に実施できなくなる可能性もある旨の答弁がありました。

また、町所有の普通財産を売る際に、どのような場合に鑑定評価を行うのかルールをつくってほしいという要望がありました。

次に、教育費の時間外勤務手当に関して質疑があり、会計年度任用職員の時間外勤務手当が減額になっているのは、こども園の保育教諭の時間外勤務を会計年度任用職員から一般職員に振り替えたからである旨の答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） おはようございます。

それでは、命により私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第32号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入について、県支出金の農林水産業費県補助金において機構集積協力金の対象人数、筆数、面積及び中間管理機構の活用率について質疑があり、対象者9名、筆数16筆、面積2万1,717平方メートル、中間管理機構の活用率は約55%である旨の答弁がありました。

歳出について、民生費の社会福祉費において福祉医療費は例年経常的に12月補正予算で増額を提案しているものであるのかという質疑があり、今年度は受診件数が月平均300件程度増加し、それに伴い扶助額についても月平均で60万円から100万円程度増加していることが要因である旨

の答弁がありました。

次に、衛生費の保健衛生費において、新型コロナワクチン接種健康被害給付費負担金の請求件数及び今後の見通しについて質疑があり、これまでに岐阜県内で161件あり、そのうち当町は1件であり、今後新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が終了する3月末接種分までは現在の健康被害給付制度の対象となる旨の答弁がありました。

次に、住居手当の減額の原因について質疑があり、住居手当については9月の補正予算で人事異動に伴う不足分の増額のみを行っており、今回については減額分のみを計上しているため影響額が大きかった旨の答弁がありました。

次に、補正予算。議案第38号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳出について、保険給付費の高額療養費において高額療養費のここ数年の決算額は1億5,000万円前後で推移しているが、今後の見通しについてどのように考えているか、また国民健康保険の特定健診を受診していれば高額医療費の抑制につながると考えるかという質疑があり、今回の補正予算については10月までの執行状況を鑑み、年度末までに支払いが不足する可能性があるためのものであること、また会社を退職し、社会保険から国民健康保険に加入される方も多く見えるため一概には言えないが、特定健診を受診し生活習慣病の予防や病気の早期発見、早期治療につながることができれば医療費が高額にならない方も見えるのではないかとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） それでは、議案第32号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第32号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第33号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第33号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第34号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第35号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第35号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第36号を採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり決定されました。

議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

ございませんか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時44分

○議長（井野勝巳君） 会議を再開いたします。

安藤浩孝君。

○9番（安藤浩孝君） 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてに対して、修正動議を提出したいと思います。

○議長（井野勝巳君） ただいま議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてに対し、安藤浩孝議員から修正の動議が提出をされました。地方自治法第115条の3及び北方町議会会議規則第17条の規定により動議が成立をしております。

よってこれを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

安藤浩孝君。

○9番（安藤浩孝君） 議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案の説明をいたします。

修正案を求めましたのは、款02の総務費、項01の総務管理費、目、財産管理費、節、委託料、土地鑑定評価業務委託料の減額修正であります。よろしくお願いたしたいと思っております。

議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第1条中、「1億3,360万円」を「1億3,310万5,000円」に、「72億770万円」を「72億720万5,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、款、繰越金、補正額4,939万4,000円を4,889万9,000円に改める。

計2億5,001万8,000円を2億4,952万3,000円に改める。

次、繰越金、01の繰越金、補正額4,939万4,000円を4,889万9,000円に改める。

計2億5,001万8,000円を2億4,952万3,000円に改める。

歳入合計、補正額が1億3,360万円を1億3,310万5,000円に改める。

計72億770万円を72億720万5,000円に改める。

次、歳出、款02の総務費、補正額2,889万3,000円を2,839万8,000円に改める。

計9億7,468万1,000円を9億7,418万6,000円に改める。

次に、項、総務管理費、補正額1,949万4,000円を1,899万9,000円に改める。

計7億5,599万6,000円を7億5,550万1,000円に改める。

歳出の合計、補正額1億3,360万円を1億3,310万5,000円に改める。

計72億770万円を72億720万5,000円に改める。

歳入歳出補正予算事項別の明細書であります。

1. 総括、歳入、款、繰越金、補正額4,939万4,000円を4,889万9,000円に改める。

計といたしまして、2億5,001万8,000円を2億4,952万3,000円に改める。

歳入の合計であります。

補正額1億3,360万円を1億3,310万5,000円に改める。

計72億770万円を72億720万5,000円に改める。

歳出、款02の総務費、補正額2,889万3,000円を2,839万8,000円に改める。

計9億7,468万1,000円を9億7,418万6,000円に改める。

補正額の財源内訳、一般財源1,292万4,000円を1,242万9,000円に改める。

次に、歳出合計、補正額1億3,360万円を1億3,310万5,000円に改める。

計72億770万円を72億720万5,000円に改める。

補正額の財源内訳、一般財源4,939万4,000円を4,889万9,000円に改める。

歳入、款19繰越金、項01の繰越金、目、繰越金、補正額4,939万4,000円を4,889万9,000円に改める。

計2億5,001万8,000円を2億4,952万3,000円に改める。

節、区分前年度繰越金、金額4,939万4,000円を4,889万9,000円に改める。

次に、計、補正額4,939万4,000円を4,889万9,000円に改める。

計2億5,001万8,000円を2億4,952万3,000円に改める。

次に、歳出であります。

款の02総務費、項01総務管理費、財産管理費であります。補正額1,349万5,000円を1,300万円に改める。

計として、7,673万1,000円を7,623万円に改める。

補正額の財源内訳、一般財源1,349万5,000円を1,300万円に改める。

節の区分で、12の委託料を削除。金額49万5,000円を削除。

説明のほうでは003の業務委託、118. 土地鑑定評価業務委託料を削除します。

計としまして、まず補正額1,949万4,000円を1,899万9,000円に改める。

計といたしまして、7億5,599万6,000円を7億5,550万1,000円に改める。

一般財源1,449万4,000円を1,399万9,000円に改めるということでございます。

続きまして、提案の理由を述べさせていただきたいと思えます。

本町は昭和38年に岐阜都市計画に参画し、昭和46年には都市計画法による市街化区域及び市街化想定区域用途地域の指定など町の狭小特性を生かし、快適な住環境保持を最優先に都市基盤を強化、先人が知恵を絞り住むに値するまちづくりに努めてまいりました。その結果、町の住み心地ランキング県下ナンバーワンの栄えある称号を4年連続いただいたところが全てを語っているのではないかと考えています。

さて、今予算提案、土地鑑定評価業務委託料49万5,000円計上について、以下の理由において修正提案するものであります。関連して幾つか発してまいりたいというふうに思っております。

まず1点目、岐阜都市計画用途地域の変更、第1種中高層住居専用地域から住環境の目安とした6ランクダウンの準工業地域への変更は暴論としか言えません。本町の目指すまちづくりのコンセプト「安心して生活できる住宅及び快適な環境保持」のとの乖離が散見し、町の言う準工業地域への地域変更の理由、妥当性はこの地域の用途地域存立とは相違が見られ、都市計画マスタープラン、土地利用の方針、住環境の保護と反するもので、私には、町の身勝手な都合としか映りません。

2点目、北方町計画審議会の進め方の問題点、計画用途区域変更の審議として予備審議なし、対象地の現地視察なし、当日に資料配付、これでは認識のないまま僅かな時間で審議されおおむねとしたとする、このような進め方で地域住民、町民の理解が本当に得られるのか疑義を持っておりものである。

3点目、関電の高圧線、中電の特高線下のグラウンド用地、校舎用地を一括での土地鑑定は用地評価の差異が見られず適正評価は得られない。ひいては安価な評価売却、公有財産処分として適正とは言い難いと考えております。

4点目、来春開校予定の学びの多様化学校・北方町立北学園分教室と面積300平米を超える自動車修理工場が建てられる条件を付したこの準工業地域、町の一貫した計画、考え方、進め方に違和感を感じざるを得ません。

5点目、北方町地域防災計画では、旧西小学校は防災の拠点として町唯一の緊急物資の一時集積配分拠点、ヘリコプター発着予定地、指定緊急避難場所の事前指定地、収容人員1,030人、これら防災計画が示されず売却先行施策は危機管理の観点から町民の命を守る根本がなおざりにされています。3.11東日本大震災、熊本地震、他の災害においても避難の移動は車でした。グラウンドで多くの人が車の中で数日間の避難生活を災害のたびにしました。避難所はグラウンドと体育館を切り離しではなく一体でなければ私は役割は果たせないと考えます。

以上、5点の理由で修正案を提案するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたしたいと思えます。ありがとうございました。

すいません。歳出の財産管理費の計のほうですね、7,623万円と私言いましたが、7,623万6,000円に訂正させていただきます。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時57分

○議長（井野勝巳君） 会議を再開いたします。

これから修正案に対する質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

あらかじめ申し上げますが、討論は原案に賛成、原案及び修正案に反対、修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成者は発言を許可をいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可をいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決をいたします。

まず、安藤浩孝議員から提出された修正案、次に原案の順に起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、安藤浩孝議員から提出された修正案は可決することに決定をいたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決をいたします。

いいですか。今の部分と今度原案になりますので、修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第38号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて、委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第38号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについて、委員長報告に対し質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第40号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りをいたします。町長から、議案第41号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての提出がされました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

続いて、町長から議案第42号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についての提出がされました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議案第41号及び追加日程第2 議案第42号

○議長（井野勝巳君） 追加日程第1、議案第41号から追加日程第2、議案第42号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議長のお許しをいただきましたので2件の議案を追加提案させていただきます。いずれも本定例会の会期中に法改正されたものでありますので御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、追加議案の提案理由を述べさせていただきます。

まず、議案第41号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため本条例を制定しようとするものであります。

その主な改正内容につきましては、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税を免除するもので、政令の公布に伴い所要の規定の整備を行う必要があるため本条例を制定しようとするものであります。

なお、施行期日は令和6年1月1日となっております。

続きまして、議案第42号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

戸籍法の一部改正により、本人等による本籍地以外での戸籍証明書及び除籍証明書の交付が可能になること等に伴い、これらの手数料を定める改正を行うため本条例を制定しようとするもので、主な改正内容につきましては、これまで戸籍証明書または除籍証明書は本籍のある市区町村に請求し交付を受けるものでありましたが、どの市区町村に対しても請求し交付を受けることができることとされた。

また、戸籍証明書または除籍証明書に代わり、戸籍電子証明書または除籍電子証明書を提供できる規定が新設された。

また、受理した届出書等の画像情報を法務大臣が磁気ディスクに記録するものとされ、利害関係人は当該届出書等情報の内容の証明書の交付や閲覧の請求をすることができることとされた、

と改正をされましたので所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は令和6年3月1日となっております。

以上、慎重審議の上よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩をいたします。

これから全員協議会を委員会室において開会いたしますので、移動のほうよろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時20分

○議長（井野勝巳君） 会議を再開いたします。

議案第41号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第41号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第42号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（井野勝巳君） 以上で本定例会に付託された事件は全て終了をいたしました。

令和5年第5回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

閉会 午前10時22分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年12月13日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 古 野 裕 美 子